

創業支援等事業計画機能強化事業

令和7年度 起業家教育プログラム実施支援 説明資料

あなたの学校に起業家教育（アントレプレナーシップ教育）を

- ※ 本資料の内容は、一部変更となる可能性があります
- ※ 各校における来年度の授業・学校行事の計画との整合を図るため、今般のご案内となっておりますが、本事業の予算成立は令和7年3月前後を予定しており、実際の事業の確定はその後となります。

01. 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の意義

文部科学省では、「アントレプレナーシップ（起業家精神）」を「新たな価値を生み出していく精神」と捉え、自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジし、他者と協働しながら解決策を探究することができる知識・能力・態度を身に付ける教育をアントレプレナーシップ教育（起業家教育）と位置付けています。アントレプレナーシップは、起業に限らず、民間企業、行政など、あらゆる領域で必要な考え方であり、全国に醸成すべく強力に推進しているところです。

地域課題や社会課題が顕在化する現代において、若い世代から、起業家精神を育み、主体性、創造性、分析力、コミュニケーション力など「これからの時代で生きる力」を身につけることが重要とされています。また、大学のAO入試における主体性評価でもこのような点が重視される傾向があると言われています。

02. 起業家教育プログラム実施支援の概要

本事業は、各高等学校において担当教員の方が「起業家教育標準カリキュラム」（現在中小機構にて作成中）を活用しつつ、起業家教育の授業を実施することを支援するものです。

提供内容	目的	対象	実施予定	実施期間
<p>起業家教育カリキュラム導入と実施のためのサポート</p> <p>起業家教育を実施する他校との接点、生徒同士のコミュニティ形成、社会との接点の提供</p>	<p>高校生が、自ら社会課題を見つけ、課題解決に挑戦し、他と協働しながら解決策を探究することができる</p> <p>知識・能力・態度を身に付けること</p> <p>起業家教育に取り組む高校等の拡大</p>	<p>起業家教育標準カリキュラムを導入し起業家教育に取り組む高等学校等高等学校等</p> <p>学校教育法第一条で規定する、高等学校、高等専門学校（1～3年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）</p> <p>既存の起業家教育プログラムの更新も含む</p>	<p>20~30 校 (予定)</p>	<p>令和7年4月 ▼ 令和8年2月 (予定)</p>

03. 起業家教育プログラム実施支援の内容

総合的な学習の時間（探究）、各科目、課外活動、AO入試対策等として新たに起業家教育プログラムを導入しようとする学校を対象とし、中小機構がプログラムの企画、実施フォローアップ等の様々なサポートを実施します。

授業実施のサポート

社会との接点づくり

広報支援等他

実施支援校の教員・生徒が簡単に相談できる体制を確保し、授業前後でのフォローを提供するほか、授業カリキュラムの趣旨に沿った起業家・外部講師を紹介

ビジネスプラン発表の機会を提供・起業家との接点づくり・インキュベーション施設等との連携をサポートし、カリキュラム実施後の教育効果の維持・発展を支援

授業カリキュラムの好事例としての広報等により、実施支援校の起業家教育への取り組みを広く周知するサポートを提供

授業カリキュラムの作成

オンラインツールで教員・学生からの相談に回答

外部講師の派遣(2-4回)やインタビュー先企業の紹介

成果発表会を開催

起業家と学生の交流の場を提供

インキュベーション施設等の紹介

好事例としての広報支援

起業家教育導入事例集への掲載

その他起業家教育導入に関する全般をサポート

04. プログラム実施支援の参加校に取り組んでいただくこと

総合的な学習の時間（探究）、各科目、課外活動、AO入試対策等としてプログラムを実施いただきます。

担当教員

標準カリキュラムによる起業家教育
（5時間、10時間、20時間、30時間）

起業家教育の進捗状況の共有、
カリキュラムに対するご意見

参加校同士の意見交換や成果発表の
場への参加

中小機構から依頼するアンケート調査
への協力（教員向け・生徒向け）

等

参加生徒

起業家教育（授業）への参加

参加校同士の意見交換や成果発表の
場への参加

中小機構が依頼するアンケート調査
への回答（実施前・実施後）

等

05. 起業家教育プログラム実施支援のスケジュール



申込フォーム：
<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/apply/ce4620e31fcf454a9813485e40b01474>

Zoomでの選考を予定しています



■ 注意事項

- ① 起業家教育プログラム実施支援の利用（教員・学生の相談対応に関する費用・中小機構が派遣する講師・協力事業者（起業家）に支払う謝金等）について費用は掛かりません。ただし、個別相談や意見交換会・ワークショップ・フィールドワーク等に参加いただく際に必要となる通信費・交通費等については自己負担となります。
- ② 起業家教育プログラム実施支援については、今年度の実施予定校数は20～30校であり、申込が支援対象校数を超過した場合、応募内容を審査の上実施対象校を決定させていただきます。
- ③ その他、申込みにあたってご不明な点、プログラム内容等についてご相談がありましたら、次葉の連絡先までお気軽にお問い合わせください。
- ④ 各校における来年度の授業・学校行事の計画との整合を図るため、今般のご案内となっておりますが、本事業の予算成立は令和7年3月前後を予定しており、実際の事業の確定はその後となります。

(参考) 過去の参加校一覧

【参考】（令和4年度）参加校一覧

No.	実施校名	都道府県
1	青森山田高等学校	青森県
2	芝浦工業大学附属中学高等学校	東京都
3	福井県立坂井高等学校	福井県
4	北海道留辺蘂高等学校	北海道

【参考】（令和5年度）参加校一覧

No.	実施校名	都道府県
1	桜花学園高等学校	愛知県
2	北九州市立高等学校	福岡県
3	熊本マリスト学園中学校高等学校	熊本県
4	佐野日本大学高等学校	栃木県
5	静岡北高等学校	静岡県
6	奈良県立商業高等学校	奈良県
7	福井県立鯖江高等学校	福井県
8	福島県立福島商業高等学校	福島県
9	三重県立四日市商業高等学校	三重県
10	宮城県農業高等学校	宮城県

(参考) 過去の参加校一覧

【参考】 (令和6年度) 参加校一覧

No.	実施校名	都道府県
1	青森県立大湊高等学校	青森県
2	石川県立金沢二水高等学校	石川県
3	桜花学園高等学校	愛知県
4	英心高等学校桔梗が丘校	三重県
5	愛媛県立今治東中等教育学校	愛媛県
6	大阪府立豊中高等学校能勢分校	大阪府
7	海星高等学校	長崎県
8	関西学院高等部	兵庫県
9	甲南高等学校	兵庫県
10	埼玉栄中学・高等学校	埼玉県
11	静岡女子高等学校	静岡県
12	長崎総合科学大学附属高等学校	長崎県
13	函館工業高等専門学校	北海道
14	兵庫県立武庫荘総合高等学校	兵庫県
15	兵庫県立和田山高等学校	兵庫県

(参考) 過去の参加校一覧

【参考】 (令和6年度) 参加校一覧

No.	実施校名	都道府県
16	英数学館高等学校	広島県
17	福井県立福井商業高等学校	福井県
18	旭川実業高等学校	北海道
19	山口県立西京高等学校	山口県
20	早稲田佐賀高等学校	佐賀県

起業家教育プログラム実施支援 ▶▶▶ お問い合わせ先

申込みにあたってご不明な点、ご相談は下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
創業・ベンチャー支援部
創業・ベンチャー支援企画課
担当：白川・野崎・大場

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
Tel : 03-5470-1645
Fax : 03-3433-2576
Mail : kigyorider@smrj.go.jp